

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

尾道市「安らぎのあるまちづくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

尾道市

3. 地域再生計画の区域

尾道市の全域

4. 地域再生計画の目標

尾道市は、広島県の東南部に位置し、人口149,335人（平成21年4月1日現在）、面積284.85平方キロメートルで、南に広がる島しょ部と沿岸部及び北に広がる内陸盆地から構成され、瀬戸内の島から沿岸部、内陸盆地に至る多彩な広がりを有しており、瀬戸内の海と島、市街地や集落を取り巻く緑豊かな山々など豊かな自然に恵まれている。

また、平安時代末期の嘉応元年に備後大田荘の船津倉敷地として、荘園米の積み出し港になって以来、瀬戸内海の交通の要衝として繁栄をとげ、多くの神社仏閣の寄進造営が行われ、わけても千光寺山、西国寺山、浄土寺山の尾道三山周辺には、国宝や重要文化財が軒を連ね、文化の薫り高いゾーンを形成している。

渡し船が行き交う尾道水道、点在する寺院、歴史を凝縮した景観は、尾道ならではの美しさを醸し出しており、多くの文人墨客が訪れ、多くの足跡を残している。近年では多くの映画等の舞台になるなど、文学・映画のまちとして、全国的にも高い知名度を有している。

また、尾道市と愛媛県今治市を結ぶ瀬戸内しまなみ海道は、架橋美術館ともいえる橋と多島美とが見事に調和した景観と、徒歩及び自転車でも渡ることが出来る特性から、近年のサイクリングブームとも相まって多くの観光客が訪れている。

このような背景のもと、尾道水道を含む中心市街地の風情や、瀬戸内しまなみ海道に代表されるように、尾道市の優れた景観や豊かな自然及び多様な文化財の蓄積は貴重な資産として、その独特の都市景観・自然景観は市民の誇りともなっており、地域資源として共有・活用し、これらの資産を守っていくまちづくりを進めていくことが重要となってきた。

そのため、尾道市としては、平成18年9月に尾道市総合計画基本構想、平成19年12月に尾道市総合計画前期基本計画を策定し、「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち 尾道 ～ともに高めあう尾道文化の創造～」のキャ

ッチフリーズテーマのもと、まちづくりの基本目標として、「個性をみがくまち」「人が輝くまち」「安らぎのあるまち」の3つの都市像を掲げ、その実現に向けた取組みを推進してきた。

その中で、「安らぎのあるまちづくり」として、尾道に住み続けたい、住んでみたいと思える魅力あるまちとするために、市民・地域と市が連携して生活の安全・安心を守り、日常生活の基盤が整った快適に暮らせるまちを目指してきた。

しかし、このような取組をする中でも、尾道市の河川・用水路などの公共用水域は、生活水準の向上によって生活排水の流出が増大し、家庭からの生活排水が処理されることなく河川・用水路に流出することから、水質汚濁が進み、その影響は海域にまで及んでいる。また、尾道市は、その地勢的条件から沿岸部に密集して市街地が形成され、河川に沿って拡大しており、市内の河川、特に栗原川や藤井川は河川流量が少なく、汚濁の影響を受けやすい。

今までも公共下水道事業、小型浄化槽設置整備の促進、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を実施しており、また、平成17年から平成21年までの5年間には、汚水処理施設整備交付金を活用し汚水処理人口普及率の向上に取り組んできたが、広島県の平均普及率を下回っており、未だ不十分な状況にある。

そこで、さらに汚濁を改善し、尾道水道などの美しい瀬戸内海の自然景観を保全していくためにも、生活排水への対策を図っていくことが必要であり、引き続き汚水処理施設整備交付金を活用し、汚水処理施設整備を一層促進することで、海域の水質改善を目指す。

併せて、尾道水道など、歴史・文化資源を活かした尾道らしい魅力ある景観の形成及び保全を図る。

これらの取組みを通して、尾道に住み続けたい、住んでみたいと思える魅力あるまちづくりを実現する。

(目標) 汚水処理人口普及率を37.4%から47.9%に向上させる。

5. 目標を達成するために必要な事業

5-1 全体の概要

尾道市の汚水処理構想に基づき、平成22年度より5カ年の汚水処理計画を策定して、公共下水道事業計画区域内の公共下水道認可区域の拡大、尾道市公共下水道認可区域及び集落排水区域を除く区域においては、小型浄化槽の設置の促進を目指し、汚水処理人口普及率の向上を図る。

また、優れた歴史・文化的資源、景観資源を活かしたまちづくりを進めるため、尾道市景観計画に基づき建築物の建築時等に対する届出、認定申請の適正な運用に努めるとともに、市民や事業者に対して景観の形成及び保全に対する理解を求める。また、歴史的な建造物等の外観整備に対する支援を行うこと

により、個性的で風格のある尾道らしいまちなみを創出する。

さらに、尾道水道に面した市街地を浸水被害から護るとともに、海岸線を活かした親水空間の形成のため港湾海岸保全事業を実施する。また、自然環境の保全のため、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を継続し、自然環境、景観の保全と活用を図り、尾道らしい景観と良好な環境を形成し保全する。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・昭和58年2月に事業認可

[事業主体]

尾道市

[施設の種類]

公共下水道、小型浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道	尾道市公共下水道認可区域
小型浄化槽（個人設置型）	尾道市公共下水道認可区域及び集落排水区域を除く区域

[事業期間]

公共下水道	平成22年度～26年度
小型浄化槽（個人設置型）	平成22年度～26年度

[事業費]

公共下水道	事業費	560,000千円
	（うち、交付金	280,000千円）
	単独事業費	750,000千円
小型浄化槽（個人設置型）	事業費	803,325千円
	（うち、交付金	267,775千円）
合計	事業費	1,363,325千円
	（うち、交付金	547,775千円）
	単独事業費	750,000千円

[整備量]

公共下水道	φ150～φ350	計画延長	5,000m
（単独事業	φ150～φ200	計画延長	6,000m）
小型浄化槽（個人設置型）			2,675基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道で1,500人、小型浄化槽で6,000人

5-3 その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、以下の事業を行い、尾道に住み続けたい、住んでみたいと思える魅力あるまちづくりを実現する。

①景観形成事業

尾道市景観計画に基づき建築物の建築時に対する届出、認定申請の適正な運用に努めるとともに、市民や事業者に対して景観の形成・保全に対する理解を求める。

②まちなみ形成事業

歴史的な建造物等の外観整備に対する支援を行うことにより、個性的で風格のある尾道らしいまちなみを創出する。

③港湾海岸保全事業

尾道水道に面した市街地を浸水被害から護るとともに、海岸線を活かして、市民や来訪者が海に親しめる賑わいのある魅力ある親水空間の形成を促進する。

④農業集落排水事業

御寺・宝地地区においては、農業集落排水施設を整備しており、事業を継続し、自然環境と快適な住環境を保全する。

⑤漁業集落排水事業

大町地区においては、漁業集落排水施設を整備しており、事業を継続し、自然環境と快適な住環境を保全する。

⑥尾道みなと祭

尾道港築港の恩人、平山角左衛門翁の功績を讃え、尾道の発展を願うために開催する。創作踊りコンテストをはじめ、パレードやさまざまなイベントが繰り広げられ、尾道を代表する祭りとして、賑わいを創出する。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じ、事業内容の見直しを図るため市内部で「尾道市汚水処理施設整備検討委員会（仮称）」を組織し、整備状況の評価・検討を行う。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし